

重要事項説明書

(介護給付・介護予防給付共通)

指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所 ゆい訪問看護ステーション

訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスを提供するに当たり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づき、当事業所の概要やサービスの内容、その他留意いただきたいこと等について説明いたします。

1. 事業者の概要

事業者名	ゆい訪問看護ステーション		
所在地	神戸市西区前開南町一丁目 3 番 8 号		
連絡先	電話番号	078-975-2228	
	FAX番号	078-958-7781	
氏名	代表取締役 慶松 真弓		
会社が行う他の事業所	ゆい訪問介護 ゆいケアプランセンター		

2. 事業所の概要

事業所名	ゆい訪問看護ステーション		
所在地	〒651-2109 神戸市西区前開南町一丁目 3 番 8 号		
電話番号	078-975-2228	FAX 番号	078-958-7781
提供サービス	訪問看護 介護予防訪問看護	サービス提供地域 下記(1)参照	神戸市全域 明石市東部
介護保険事業者指定番号	2865290221		

(1) サービス提供地域

神戸市	全域
明石市(東部) 地域詳細	北王子町・王子・西新町・南王子・田町・船上町・新明町・硯町・大道町 太寺天王町・荷山町・東野町・太寺・上の丸・明石公園・鷹匠町・茶園場町 朝霧北町・朝霧台・朝霧台山手町・松が丘・太寺大野町・東朝霧丘 中朝霧丘・西朝霧丘・北朝霧丘・朝霧町・朝霧東町・松が丘北町・大蔵谷奥 東山町・朝霧南町・大蔵町・大蔵八幡町・大蔵中町・大蔵本町・大蔵天神町 東人丸町・人丸町・山下町・大蔵海岸通・天文町・相生町・中崎・鍛冶屋町 桜町・東仲ノ町・大明石町・本町・材木町・港町・岬町・日富美町・大観町 樽屋町

3. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計
管理者	1		1
看護師	3名以上		3名以上
理学療法士 作業療法士	規程人数以上		規程人数以上

4. 事業の目的

ゆい訪問看護ステーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者・訪問看護師が要介護・要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問看護サービス・指定介護予防訪問看護サービスを提供することを目的とする。

5. 事業所の運営方針

- (1) 事業所の訪問看護師は、利用者が要介護・要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営めるよう、適切な訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスが提供されるよう配慮する。
- (2) 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6. 営業日及び営業時間

ステーションの営業日及び営業時間は以下の通りとします。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
(土・日・祝日 および12月30日から1月3日までは休日)
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで

7. サービスの内容

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等の日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

8. サービスの利用

- (1) 要介護・要支援認定を受けた被保険者に対し、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の居宅サービス計画・介護予防サービス計画に訪問看護・介護予防訪問看護があり、かかりつけ医が必要と認めた場合は、介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護を受けることができます。
- (2) かかりつけ医から、急性増悪により「一時的に頻回に訪問看護を行う特別指示書が交付された場合、交付日から14日間医療保険での利用となります。
- (3) 末期の悪性腫瘍や下記の厚生労働大臣が定める疾患等の場合、訪問看護は医療保険での利用となります。
多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性ジストロフィー、パーキンソン病(ヤールの分類のステージ3以上であって生活機能度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- (4) 要介護・要支援認定を受けられていない方で、医療保険証をお持ちの方に対し、かかりつけ医が訪問看護を必要と認めた場合、医療保険での利用となります。
- (5) 介護保険、医療保険にも該当しない方が、訪問看護を受けられる場合、実費扱いとなります。
- (6) 理学療法士等による訪問看護(リハビリ)は、その訪問が看護業務の一環であり、看護職員の代わりとして訪問するものとする。

9. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

ゆい訪問看護ステーション 代表電話番号 (078)975-2228

- (2) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。
連絡がないまま担当者が訪問した場合はキャンセル料金をいただくこととなります。
ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料金は不要です。
- (3) キャンセル料金は一律 2,500円 です

10. 利用者負担

(1) 介護保険で利用された場合の利用者負担

	訪問看護サービス料 (要介護1~5)			
	20分未満	30分未満	1時間未満	1時間半未満
単位数	314単位	471単位	823単位	1,128単位
金額	3,404円	5,106円	8,921円	12,228円
利用料1割	341円	511円	893円	1,223円
利用料2割	682円	1,022円	1,786円	2,446円
利用料3割	1,023円	1,533円	2,679円	3,669円
	介護予防訪問看護料 (要支援1.2)			
	20分未満	30分未満	1時間未満	1時間半未満
単位数	303単位	451単位	794単位	1,090単位
金額	3,284円	4,889円	8,607円	11,816円
利用料1割	329円	489円	861円	1,182円
利用料2割	658円	978円	1,722円	2,364円
利用料3割	987円	1,467円	2,583円	3,546円

	訪問看護(リハビリ)料 (要介護1~5)		
	20分	40分	60分
単位数	294単位	588単位	795単位
金額	3,187円	6,374円	8,618円
利用料1割	319円	638円	862円
利用料2割	638円	1,276円	1,724円
利用料3割	957円	1,914円	2,586円
	介護予防訪問看護(リハビリ)料 (要支援1.2)		
	20分	40分	
単位数	284単位	568単位	
金額	3,079円	6,158円	
利用料1割	308円	616円	
利用料2割	616円	1,232円	
利用料3割	924円	1,848円	

- ・臨時・指定訪問時、所要時間を延長した場合、30分当たり2,000円の実費となります。
- ・交通費等の負担はありません。
- ・介護保険の給付サービスの範囲を超えたサービスは、全額自己負担となります。

(2) 医療保険で利用される場合の利用者負担

原則 利用料+交通費+その他の費用

利用料

後期高齢者医療	基本料金	医療費総額の1割、2割、3割
実費	休日加算(土・日・祝日) 1,000円	
	年末年始加算(12/30~1/3) 2,000円	
	死後のお世話 5,000円	

交通費 一律 200円

- 24時間連絡体制があり、緊急時加算として 契約後(650円/1か月) 訪問看護料に加算されます。
- 特別な管理を行う場合に、特別管理加算Ⅰ(542/1か月)または 特別管理加算Ⅱ(271/1か月)が 訪問看護料に加算されます。(詳しくは別紙参照)
- 在宅で看取りをされる場合、訪問看護ターミナルケア加算 27,000円(介護保険) 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000円(医療保険)が訪問看護料に 加算されます。

(3) 介護保険、医療保険とも利用されない場合(実費)の利用者負担(消費税込みの額)

利用料	訪問看護サービス・介護予防訪問看護料		
	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間半未満
	2,500円	5,000円	7,500円
	夜間早朝訪問 2,000円、深夜訪問 4,000円の加算があります。		
実費	休日加算(土・日・祝日) 1,000円		
	年末年始加算(12/30~1/3) 2,000円		
	死後のお世話 5,000円		

交通費 一律 200円

- (4) 銀行の引き落としができない利用料は、翌月の訪問時、看護師が請求書をお持ちいたしますので現金、または振込でのお支払いをよろしくお願いいたします。

11. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、すみやかに当ステーション相談窓口にご連絡をお願いいたします。

営業時間内 ゆい訪問看護ステーション 代表電話番号 (078)975-2228
営業時間外 緊急電話番号 080-6205-6418
苦情担当者 管理者 佐々木 智子

- (2) 公的機関においても、下記の相談窓口があります。

【介護保険サービスに関すること】

- 神戸市福祉局監査指導部

電話 (078) 322-6326

受付時間 8:45～12:00、13:00～17:30(平日)

- 養介護施設従業者による高齢者虐待通報専用電話(監査指導部内)

電話 (078) 322-6774

受付時間 8:45～12:00、13:00～17:30(平日)

【介護保険サービスに関すること】

- 兵庫県国民健康保険団体連合会

電話 (078) 332-5617

受付時間 8:45～17:15(平日)

【サービスの質や契約に関すること】

- 神戸市消費生活センター

電話 (078) 371-1221

受付時間 9:00～17:00(平日)

- (※) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、福祉用具販売、定期巡回、随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援

苦情相談窓口(介護保険:居宅通所指導担当)

12. 緊急時における対応方法

- (1) 訪問看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置をします。
主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

13. その他

- (1) 契約書や重要事項の内容に変更が生じた場合は、その時点で別途変更内容について説明いたします。
- (2) 訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービスの内容や訪問回数については、医師や看護師の判断によりご希望に沿いかねることもあります。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。
 - 看護師等は介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。
それ以外の業務(調理、掃除等)をすることはできませんので、ご了承ください。

重要事項の説明に関する確認書

令和 年 月 日

訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者に対して本書面(及び付属別紙)に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 神戸市西区前開南町一丁目3番8号

名称 株式会社 結

氏名 代表取締役 慶松 真弓 (印)

電話番号 (078) 975-2228

事業所 名称 ゆい訪問看護ステーション

管理者 佐々木 智子 (印)

私は本書面(及び付属別紙)により、事業者からの重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 (印)

代理人

住所

氏名 (印)

利用者との関係

訪問看護・介護予防訪問看護利用契約における

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記載しておくこと。

3 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問看護・介護予防訪問看護を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ② その他の情報（「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得るものをいいます。）

4 使用する期間

契約期間中

令和 年 月 日

指定事業所 株式会社 結 ゆい訪問看護ステーション

利用者

住所

氏名

⑩

代筆者

住所

氏名

⑩(関係)

家族代表

住所

氏名

⑩(関係)